

# 【おむすび倶楽部】 会員利用規約

## 第一条（会の規約）

本会は、【おむすび倶楽部】の趣旨に賛同し入会した会員等のご葬儀における経済的・精神的負担を軽減する事を目的とし、葬儀費用の軽減・式場の設営・寺院等の紹介・その他各種サービスを提供する事により利便を図り、より豊かで安心出来る生活を扶助する事を目的とします。

## 第二条（入会の手続き・会費）

- 1.入会金10,000円（税込）年会費・更新手続き料はかかりません。
  - 2.入会の申し込みは、Webからでもお申込みいただけます。
  - 3.入会后、本会員であることを証明する【おむすび倶楽部カード】を交付します。
- ※入会金は理由の如何に関わらず返金いたしません。

## 第三条（会員の資格の始期）

【おむすび倶楽部】は原則として生前入会、お申し込み後24時間以上経過が条件となるため、特典を受けるためには、対象者が死亡する前に入会手続きを完了している必要があります。

## 第四条（会員割引の適用範囲）

- 1.会員及び会員と3親等までの親族が対象になります。
- 2.会員本人が死亡した場合は、3親等まで引き継ぐことができます。

## 第五条（特典提供について）

- 1.ご葬儀代金の特典割引についてはご葬儀プラン基本料金から2万円の値引きとなります。  
（シンプル葬・シンプル葬+Plusは5千円値引き）
- 2.特典を受ける際は、別に定める【おむすび倶楽部】パンフレットをご参考ください。

## 第六条（変更事項の届け出）

- 1.会員は、戸籍・住所等に変更が生じたときには、速やかに窓口に変更事項を届け出るものとします。
- 2.会員が通知しなかったときには、会員資格が失効する場合があります。

## 第七条（個人情報保護法）

会員の個人情報は、個人情報保護に関する法令、その他の規範及び当社が定めるプライバシーポリシーに従って取得及び管理致します。

## 第八条（中途解約）

会員は本会を自由に解約することができます。

## 第九条（反社会的勢力の排除）

本会は、会員が暴力団員等（暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者をいいます）に該当することが判明した場合には、何らの催告をせず会員契約解除と共に依頼を拒否できるものとします。

## 第十条（会員規約の改定）

会員規約につきましては、事前に会員の同意を得ることなく見直しするものとし変更があった場合、適宜定める方法によりその内容は公式ホームページにて公表いたします。